

宇部市配偶者等暴力被害者自立支援活動助成金交付要綱

この要綱は、宇部市内に活動の拠点を置く民間団体が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 2 項に規定する被害者（以下、「配偶者等暴力被害者」という。）の支援を行う活動に対して助成金を交付するために必要な事項を定める。

（交付対象団体）

第 1 条 この助成金の交付対象団体（以下、「団体」という。）は、宇部市内に活動の拠点を置く配偶者等暴力被害者の支援を行う民間団体で、市長が適当と認めたものとする。

（交付対象活動及び交付額）

第 2 条 この助成金の交付対象となる活動（以下、「交付対象活動」という。）は、団体が配偶者等暴力被害者の自立を支援することを目的として行う活動とする。

2 助成金の対象経費、助成率及び助成限度額は別表のとおりとする。

3 助成金の交付額は、予算の範囲内において、別表の対象経費の実支出額に助成率を乗じて得た額と助成限度額を比較して、少ないほうの額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てる。

4 事業経費に対し、国又は他の地方公共団体及び民間団体等の助成金を受けている場合は、交付対象活動としない。

（交付申請）

第 3 条 助成金の交付申請を行おうとする団体は、次の各号に掲げる書類を市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業実施計画書・収支予算書（様式第 2-1～2 号）
- (3) 団体概要書（様式第 3 号）
- (4) 団体の定款、規約又は会則
- (5) その他、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第 4 条 市長は、前条の規定による交付申請があった場合、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めた団体に対しては、助成金の交付決定を行い、助成金交付決定通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

（変更承認）

第 5 条 助成金の交付決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）が、交付対象活動の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、変更承認申請書（様式第 5 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 市長は、前項の申請があったときは内容を審査し、適当と認めるときは交付対象活動の変更承認決定を行い、変更承認決定通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

ただし、前条第 1 項に規定する助成金交付決定通知書（様式第 4 号）に記載された助成金の額を超えないものとする。

3 市長は、前項の承認に際して必要な条件を付することができる。

（事業中止届）

第 6 条 交付決定団体は、交付対象活動をやむを得ない理由により中止しようとするときは、速やかに交付対象活動中止届（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

（実施報告）

第 7 条 交付決定団体は、交付対象活動を完了した日から 60 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、交付対象活動実施報告書（様式第 8 号）に関係書類を添付し、助成金請求書兼振込依頼書（様式第 9 号）とともに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容をすみやかに審査し、適当と認めたときは助成金を交付するものとする。

（概算払い）

第 8 条 市長は、前条の規定にかかわらず、交付対象活動の円滑な遂行を確保するうえで必要があると認めたときは、第 4 条又は第 5 条第 2 項の規定に係る助成金の交付決定額の範囲内で、概算払いにより助成金を交付することができる。

2 交付決定団体は、前項の規定による助成金の概算払いの交付を受けようとするときは、助成金概算払請求書兼振込依頼書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

（精算）

第 9 条 前条第 2 項の規定による概算払いを受けた交付決定団体は、交付対象活動実施後、第 7 条に規定する交付対象活動実施報告書とともに、助成金概算払精算書（様式第 11 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による概算払いの精算の結果、精算額が概算払受領額を下回ったときは、市長は交付決定団体に対して、期日を定めてその差額を戻入させるものとする。

（交付決定の取消し）

第 10 条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び助成金の交付に際して付した条件に違反したとき
- (2) 交付対象活動の実施方法が不相当と認められたとき
- (3) 申請又は報告に虚偽の事実が認められたとき
- (4) 第 6 条に規定する届けがあったとき

2 市長は、前項の規定により助成金交付の決定を取消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されている場合においては、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

（情報公開）

第 11 条 この要綱の規定に基づき、交付決定団体が提出した書類は、原則として市民の閲覧に供することができるものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から改正する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 6 日から改正する。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 6 月 25 日から施行する。

2 市は、この要綱の施行後 3 年以内に、助成金交付の必要性等の検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 15 日から改正する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 27 日から改正する。

別表（第2条関係）

助成対象経費	助成率	助成限度額（※）
ア 団体の活動に携わるスタッフ等の育成を目的として、団体自らが実施する研修等の開催に要する経費（講師等への謝金及び交通費、会場使用料、資料等の印刷費等） イ 団体の活動に携わるスタッフ等の育成を目的として、国又は地方公共団体及び民間団体等が行う研修等への参加に要する経費（参加費、交通費、資料代等） ウ 団体が被害者の自立を支援するために行う活動に要する経費（講師等への謝金及び交通費、保育ボランティア・学習ボランティア謝礼、会場使用料、資料等の印刷費、消耗品費、保険料等） エ 一時保護施設やステップハウスの安全確保に要する経費（携帯防犯ブザー、防犯カメラ・鍵の設置費用、夜間安全確保ボランティア謝礼、防火設備の購入、保険料等）	50%	90,000 円

※ 助成金を交付すべき団体が複数あり、算定した交付額の合計額が予算の範囲を超える場合は、予算の金額を交付申請額で按分して得た金額を助成限度額とする。